

令和5年度 委託事業実施計画書

事業名：令和5年度若年技能者人材育成支援等事業

提出者：滋賀県職業能力開発協会

実施要領	実施計画の内容
<p>1. 地域における技能振興事業</p> <p>(1) 技能五輪全国大会予選の実施等</p> <p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p>	<p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>企業等に対して、参加者の増加など予選大会の活性化が図れるよう気運の醸成を行う。</p> <p>・造園選手3人 5月16日（火）予定 1日 会場：テクノカレッジ草津校</p> <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施大会の参加選手の旅費等の支援を行う。</p> <p>・第61回技能五輪全国大会（愛知県） 4職種 中小企業：5社 選手8人 指導者4人</p> <p>・第18回若年者ものづくり競技大会（静岡県） 選手2人 指導者1人</p> <p>令和5年度の被表彰者を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。</p>
<p>2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>(3) 申請書等の取りまとめ</p>	<p>技能検定受付期間（前期・後期）における企業・団体教育担当者の来訪時には、重点的に情報収集を行い、対象業種の企業等に対して、ものづくりマイスター制度の周知等を行うとともに、ニーズの多い職種のマイスターの要望があるものの未登録の職種、及び認定辞退者等により不足している職種について重点的に行う。</p> <p>これまで3類型であったIT職種やテックマイスター職種が、1類型に統合されたことを含め、滋賀県地域情報推進会議を始め関係機関に積極的に働きかけを行う。</p> <p>・新規大手企業等及び業種団体アプローチ 4月中旬～</p> <p>・登録事業所等にマイスター等増員アプローチ 5月中旬～</p> <p>・活動を開始するまでに活動条件等の説明を行う。 ・指導技法等講習の受講が必要であることの周知を行う。 ※指導員免許を取得しているものについては免除</p> <p>・センターに対して、適切な認定申請を行う。</p>

実施要領	実施計画の内容
(4)ものづくりマイスターに対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりマイスターに対する指導技法等講習 認定されたものづくりマイスターの指導技法の習得・向上のために行う。 開催2回 ・ものづくりマイスター職種別指導技法研究会 センターが主催する研究会に参加して指導技法等情報の共有を行う。 ・ものづくりマイスターへの指導技法等の講師に対する研修 センターが主催する講師に対する研修に参加する。 ・ものづくりマイスター交流会 センターが主催する会議等に参加したマイスター等を発表者とし、業種ごとの意見交換を行う。 開催2回（5月、2月）
<p>3. ものづくりマイスターの活用に係る業務</p> <p>(1)若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>(2)ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p>	<p>相談・援助・アンケート</p> <p>ア 過去に実施したアンケート調査を基にニーズの把握と個別訪問の継続実施</p> <p>イ 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に関心のある企業等への相談援助</p> <p>ウ 公共訓練施設・設備等のコーディネート 公共職業訓練校等の教育訓練機関の施設・設備の借用のための連絡調整を行い、設備等十分でない中小企業の労働者への実技指導を行う。</p> <hr/> <p>(ア) 中小企業及び職業高校等に対して、技能競技大会の競技課題等を基にして、長期・短期間の実技指導を行う。</p> <p>①中小企業及び業界団体指導 ・15社×（1社あたり2人）×日数20日＝600人日 ・10社×（1社あたり1人）×日数10日＝100人日</p> <p>②職業高校等の実技指導 ・5校×（1校あたり5人）×日数10日＝250人日 ①＋②＝950人日</p> <p>③小中学生や教師、高校生等広く県民を対象に「ものづくりの魅力」を発信する機会として、「ものづくり体験教室」の小規模イベントを行う。 ※夏季休業期間中に実施予定</p> <p style="text-align: right;">学校の休業日に開催 1回開催 4団体×15人×1回＝60人日</p>

実施要領	実施計画の内容
(3) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	<p>ものづくりマイスター等以外の熟練技能者の派遣 (学校への熟練技能者の派遣) ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種について、企業及び職業高校の授業等へ熟練技能者等を講師として派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業及び職業高校 フラワー装飾他 2企業・校 × (1校あたり4人) × 5日 = 40人日
(4) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	<p>小、中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 小中学生や教師及び保護者を対象に「ものづくりの魅力」を発信するため、学校の授業等へものづくりマイスターを派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19校 × (1校あたり15人) × 6職種 = 1710人日
<p>4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</p> <p>(1) 連携会議の設置</p>	<p>行政関係機関、経営者団体及び労働組合組織等の関係者による連携会議を設置し、本事業の推進計画を樹立し効果的方策の検討や進捗状況の管理を行う。</p> <p>【連携会議の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本労働組合総連合会 連合滋賀 ・ 滋賀労働局安定部 ・ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部 滋賀職業能力開発促進センター ・ 滋賀県商工会議所連合会 ・ 滋賀県商工会連合会 ・ 滋賀県中小企業団体中央会 ・ 滋賀県高等学校等教育研究会 工業教育研究部会 ・ 滋賀県商工観光労働部 ・ 滋賀県教育委員会 ・ 滋賀県技能士会 ・ 制度活用事業主(2企業) ・ 学識経験者(大学元教授) <hr/> <p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>2回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回は、5月にマイスター等の派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定(推進計画の決定) ・ 第2回は、12月に事業実施状況等の報告

実施要領	実施計画の内容
<p>5. 全国斉一的な事業展開</p> <p>(1)全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の連携</p>	<p>センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議の開催等により、業務方針確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有等を図る。</p>
<p>6. 目標</p> <p>(1)成果目標</p>	<p>a ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上</p> <p>b ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に活かせるとした受講者の割合 90%以上</p> <p>c ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度 90%以上</p> <p>d ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p>
<p>(2)活動目標</p>	<p>①ものづくりマイスター派遣指導の活動数 2,720人日以上</p> <p>②新規ものづくりマイスター数 3人以上</p>
<p>7. その他</p> <p>(1)地域に対するサービス提供方法</p>	<p>滋賀県職業能力開発協会にコーナーを設置 (〒520-0865 滋賀県大津市南郷5丁目2-14)</p>